

第 6 8 8 号 平成23年8月10日 発行	<h1 style="margin: 0;">天理市公報</h1>	発行 天 理 市 編集 総務部総務課
----------------------------	-----------------------------------	-----------------------

## 目 次

規 則	番号	頁数
・天理市母子医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則	12	2
訓 令	番号	頁数
・天理市事務処理規程の一部改正	9	5
告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	213	6
・放置自転車等の保管について	214	6
・放置自転車等の保管について	215	6
・放置自転車等の保管について	216	7
・天理市農業委員会総会の招集について	217	7
・放置自転車等の保管について	218	8
・放置自転車等の保管について	219	8
・違反広告物の保管について	220	8
・放置自転車等の保管について	221	9
・放置自転車等の保管について	222	9
・放置自転車等の保管について	223	10
・放置自転車等の保管について	224	10
・放置自転車等の保管について	225	11
・放置自転車等の保管について	226	11
・放置自転車等の保管について	227	11
・放置自転車等の保管について	228	12
・放置自転車等の保管について	229	12
・放置自転車等の保管について	230	13
・放置自転車等の保管について	231	13
・「狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務委託について」の改正について	232	13
・放置自転車等の保管について	233	13
・放置自転車等の保管について	234	14
・公示送達について	235	14
・放置自転車等の保管について	236	14
・放置自転車等の保管について	237	15
・公示送達について	238	15
・放置自転車等の保管について	239	16

・放置自転車等の保管について	240	16
・公示送達について	241	16
・天理市福祉医療費資金貸付要綱の一部改正について	242	17
・天理市重度心身障害老人等医療費助成要綱の一部改正について	243	17
・放置自転車等の保管について	244	18
・放置自転車等の保管について	245	18
・放置自転車等の保管について	246	19
・放置自転車等の保管について	247	19
・放置自転車等の保管について	248	19
・放置自転車等の保管について	249	20
・放置自転車等の保管について	250	20
・放置自転車等の保管について	251	21
・放置自転車等の保管について	252	21
・放置自転車等の保管について	253	21

公 告	番号	頁数
・指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について	27	22
・指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について	28	22
・公募型プロポーザルの公告及び募集要領について	29	23
・国土調査による地図及び簿冊の作成について	30	29

教育委員会	番号	頁数
・定例教育委員会の招集について	9	29
・臨時教育委員会の招集について	10	29

農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	9	29

## 規 則

(平成23年 7 月29日 掲示済)

天理市母子医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 7 月29日

天理市長 南 佳 策

### 天理市規則第12号

天理市母子医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則

(天理市母子医療費助成条例施行規則の一部改正)

第1条 天理市母子医療費助成条例施行規則(昭和53年 3 月天理市規則第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則

第1条中「天理市母子医療費助成条例」を「天理市ひとり親家庭等医療費助成条例」に改める。

第1条の2中「第2条」を「第2条第3号」に改める。

第2条第1項中「母子医療費受給資格証交付申請書」を「ひとり親家庭等医療費受給資格証交付(更新)申請書」に改め、「それぞれ1通を」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、条例第2条第1号ウ又はエに掲げる者について、条例第4条第1項第1号に規定する扶養者等が同時に申請書を提出する場合には、第3号の書類を除き、受給資格証交付申請書その他の書類の提出を要しない。

第2条第1項第2号中「により」を「による」に改め、同条第2項第1号中「、市内」を「市内」に改め、同項第2号中「第4条」を「第4条各号」に、「、市内」を「市内」に改める。

第3条第1項中「母子医療費受給資格証」を「ひとり親家庭等医療費受給資格証」に、「母子医療費受給資格証交付申請却下通知書」を「ひとり親家庭等医療費受給資格証交付(更新)申請却下通知書」に改める。

第4条中「母子医療費助成金交付請求書」を「ひとり親家庭等医療費助成金交付請求書」に、「母子医療費助成金支給申請書」を「ひとり親家庭等医療費助成金支給申請書」に改める。

第5条第1項中「母子医療費受給資格証更新申請書(様式第1号)」を「受給資格証交付申請書」に改め、「それぞれ1通を」を削る。

第6条第1項中「母子医療費受給資格証再交付申請書」を「ひとり親家庭等医療費受給資格証再交付申請書」に改める。

第7条第5号中「母子医療費助成金支給申請書」を「ひとり親家庭等医療費助成金支給申請書」に、「母子医療費助成金支給口座変更届」を「ひとり親家庭等医療費助成金支給口座変更届」に改める。

第8条中「母子医療費受給者台帳」を「ひとり親家庭等医療費受給者台帳」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第2条、第5条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格証 交付(更新)申請書

助成対象者	ふりがな氏名	続柄	現住所	③ 加入医療保険			※ 審査	
				保険種別	保険者番号及び名称	被保険者氏名		
① 申請者等	男・女 生年月日			国(市町村 退組) 健(協会 組 日) 船共		氏名 対象者との続柄( )	認定・却下	
				記号番号	所在地	住所		
	② 対象児童	男・女 生年月日			国(市町村 退組) 健(協会 組 日) 船共		氏名 対象者との続柄( )	認定・却下
					記号番号	所在地	住所	
② 対象児童	男・女 生年月日			国(市町村 退組) 健(協会 組 日) 船共		氏名 対象者との続柄( )	認定・却下	
				記号番号	所在地	住所		
② 対象児童	男・女 生年月日			国(市町村 退組) 健(協会 組 日) 船共		氏名 対象者との続柄( )	認定・却下	
				記号番号	所在地	住所		

所得状況		④ 申請者		⑤ 配偶者及び扶養義務者			
氏名							
⑥ 控除対象配偶者及び扶養親族の合計(うち老人扶養親族の数は対象者の所得状況欄については、⑦老人控除対象配偶者又は老人扶養親族、⑧特定扶養親族の合計数)		人		人		人	
⑦⑥以外で前年の12月31日において申請者によって生計を維持していた児童		人					
⑧ 所得額	円 ※	円	円	円 ※	円	円	円 ※
⑨ 金品等の額	円 ※	円	円	円 ※	円	円	円 ※
⑩ 控除	障害者控除	障特人 人 ※	円	障特人 人 ※	円	障特人 人 ※	円
	寡婦・寡特(申請者が母の場合は控除しない。)、寡夫(申請者が父の場合は控除しない。)、勤労学生	寡寡特 人 ※	円	寡寡特 人 ※	円	寡寡特 人 ※	円
	雑損控除	円 ※	円	円 ※	円	円 ※	円
	医療費控除	円 ※	円	円 ※	円	円 ※	円
	小規模企業共済等掛金控除	円 ※	円	円 ※	円	円 ※	円
	配偶者特別控除	円 ※	円	円 ※	円	円 ※	円
	肉用牛の売却による事業所得	円 ※	円	円 ※	円	円 ※	円
社会保険料相当額	円 ※	円	円 ※	円	円 ※	円	
控除後の所得額	※	円	円	※	円	円	※

⑪ 申請事由 該当する番号を○で囲んでください。 (1については( )内の記号)	1 配偶者のない女子又は男子で現に対象児童を扶養するもの (ア 死亡 イ 離婚 ウ 生死不明 エ 遺棄 オ 海外渡航中 カ 障害 キ 拘禁 ク 未婚)
	2 配偶者のない女子又は男子に扶養されている対象児童
	3 父母のない対象児童
	4 3の児童を養育している配偶者のない女子若しくは男子又は婚姻をしたことのない女子若しくは男子

上記のとおり、ひとり親家庭等医療費受給資格証の交付(更新)を申請します。また、受給資格判定のため、必要な事項について公簿等で確認されることに同意します。

年 月 日 申請者住所  
氏名  
天理市長様 電話( )

(注) ※欄は、記入しないでください。

様式第 2 号中

「

(母)	母子医療費受給資格証
-----	------------

」を

「

ひとり親家庭等医療費受給資格証
-----------------

」に改める。

様式第 3 号中「母子医療費受給資格証交付（更新）申請却下通知書」を「ひとり親家庭等医療費受給資格証交付（更新）申請却下通知書」に、「母子医療費受給資格証交付（更新）申請」を「ひとり親家庭等医療費受給資格証交付（更新）申請」に改める。

様式第 4 号中「乳幼児・心身障害者・母子」を「乳幼児・心身障害者・ひとり親家庭等」に、「乳幼・障・母」を「乳幼・障・ひとり親」に改める。

様式第 5 号中「母子医療費助成金支給申請書」を「ひとり親家庭等医療費助成金支給申請書」に、「母子医療費助成金」を「ひとり親家庭等医療費助成金」に改める。

様式第 6 号中「母子医療費受給資格証再交付申請書」を「ひとり親家庭等医療費受給資格証再交付申請書」に改める。

様式第 8 号中「母子医療費」を「ひとり親家庭等医療費の助成」に改める。

様式第 9 号中「（政・組・日）」を「（協会・組・日）」に改める。

様式第 11 号中「母子医療費助成金支給口座変更届」を「ひとり親家庭等医療費助成金支給口座変更届」に、「母子医療費助成金」を「ひとり親家庭等医療費助成金」に改める。

様式第 12 号中「母等」を「父母等」に、

「

③控除対象配偶者及び扶養親族の合計 (うち老人扶養親族の数(対象者の所得状況欄については、㊟老人控除対象配偶者又は老人扶養親族、㊟特定扶養親族の合計数))	人	人	人
	(㊟) 人	(㊟) 人	(㊟) 人
	(㊟) 人	(㊟) 人	(㊟) 人

」を

「

③控除対象配偶者及び扶養親族の合計 (うち老人扶養親族の数(対象者の所得状況欄については、㊟老人控除対象配偶者又は老人扶養親族、㊟特定扶養親族の合計数))	人	人	人
	(㊟) 人	(㊟) 人	(㊟) 人
	(㊟) 人	(㊟) 人	(㊟) 人

」に、

「老年者、寡婦」を「寡婦」に、「老 寡 寡特 勤」を「寡 寡特 勤」に改める。

様式第 13 号中「母子医療費受給資格」を「ひとり親家庭等医療費受給資格」に改める。

様式第 14 号中「母子医療費受給資格登録」を「ひとり親家庭等医療費受給資格登録」に改める。

様式第 15 号中「母子医療費受給者台帳」を「ひとり親家庭等医療費受給者台帳」に、「（政・組・日）」を「（協会・組・日）」に改める。

(天理市乳幼児医療費助成条例施行規則の一部改正)

第 2 条 天理市乳幼児医療費助成条例施行規則（昭和 48 年 10 月天理市規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中

「

老年者・寡婦（夫）・寡婦の 特別 勤 労 学 生 の 別	老・寡婦（夫） 寡特・勤
---------------------------------	-----------------

」を

「

寡婦（夫）・寡婦の特別・勤労 学生の別	寡婦（夫） 寡特・勤
------------------------	---------------

に、

」

「（政・組・日）」を「（協会・組・日）」に改める。

様式第5号中「乳幼児・心身障害者・母子」を「乳幼児・心身障害者・ひとり親家庭等」に、「乳幼・障・母」を「乳幼・障・ひとり親」に改める。

様式第9号及び様式第14号中「（政・組・日）」を「（協会・組・日）」に改める。

（天理市中心身障害者医療費助成条例施行規則の一部改正）

第3条 天理市中心身障害者医療費助成条例施行規則（昭和48年10月天理市規則第28号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「（政・組・日）」を「（協会・組・日）」に、「老年者・寡婦（夫）」を「寡婦（夫）」に、「老・勤」を「勤」に、「老・寡婦（夫）」を「寡婦（夫）」に改める。

様式第4号中「乳幼児・心身障害者・母子」を「乳幼児・心身障害者・ひとり親家庭等」に、「乳幼・障・母」を「乳幼・障・ひとり親」に改める。

様式第8号及び様式第13号中「（政・組・日）」を「（協会・組・日）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の天理市母子医療費助成条例施行規則、第2条の規定による改正前の天理市乳幼児医療費助成条例施行規則又は第3条の規定による改正前の天理市中心身障害者医療費助成条例施行規則の規定に基づき作成されている申請書等の用紙で残部のあるものについては、第1条の規定による改正後の天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則、第2条の規定による改正後の天理市乳幼児医療費助成条例施行規則又は第3条の規定による改正後の天理市中心身障害者医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の天理市母子医療費助成条例施行規則第3条に規定する証明書の交付を求めている者は、第1条の規定による改正後の天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第3条に規定する証明書の交付を求めている者とみなして、同規則の規定を適用する。

（天理市事務分掌規則の一部改正）

4 天理市事務分掌規則（平成9年3月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第14条福祉医療係の項第1号中「母子」を「ひとり親家庭等」に改める。

## 訓 令

（平成23年7月29日揭示済）

天理市訓令甲第9号

天理市事務処理規程（昭和40年1月天理市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成23年7月29日

天理市長 南 佳 策

別表2 保険医療課の項中

「

老人・母子・乳幼児・心身障 害者の医療費の助成に関するこ と。
---------------------------------------

を

「

老人・ひとり親家庭等・乳幼 児・心身障害者の医療費の助成 に関すること。
--

」

」

に改める。

附 則

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

## 告 示

(平成23年 7 月 6 日 掲示済)

天理市告示第213号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 7 月 6 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成23年 7 月 6 日
- 3 移動対象区域  
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成23年 7 月 6 日から平成23年 9 月 3 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間  
午前 9 時から午後 6 時まで
- 6 返還時に必要なもの
  - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
  - (2) 移動・保管費用（1台につき）
    - ア 移動費 2,000円
    - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先  
天理市自転車等保管施設 電話0743-62-7778  
天理市総務部地域安全課 電話0743-63-1001

(平成23年 7 月 7 日 掲示済)

天理市告示第214号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 7 月 7 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成23年 7 月 7 日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成23年 7 月 7 日から平成23年 9 月 4 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成23年 7 月 7 日 掲示済)

天理市告示第215号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年7月7日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成23年7月7日
  - 3 移動対象区域  
天理市田井庄町671番地1先放置禁止区域外
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成23年7月7日から平成23年9月4日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年7月8日揭示済)

天理市告示第216号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年7月8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成23年7月8日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成23年7月8日から平成23年9月5日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年7月11日揭示済)

天理市告示第217号

天理市農業委員会総会を、次のとおり招集する。

平成23年7月11日

天理市長 南 佳 策

- 記
- 1 日 時 平成23年7月20日（水） 午後2時
  - 2 場 所 天理市役所 地下1階 B31会議室
  - 3 議事日程
    - 日程第1 議席の決定について
    - 日程第2 議事録署名委員選出について
    - 日程第3 会長選出について
    - 日程第4 副会長選出について

- 日程第5 県農業会議委員選出について
- 日程第6 運営委員及び農家代表者の選出について
- 日程第7 天理市地域耕作放棄地対策協議会会員の選出について
- 日程代8 その他

(平成23年7月11日揭示済)

天理市告示第218号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年7月11日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成23年7月11日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成23年7月11日から平成23年9月8日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年7月12日揭示済)

天理市告示第219号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年7月12日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成23年7月12日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成23年7月12日から平成23年9月9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年7月12日揭示済)

天理市告示第220号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条の規定により、下記のとおり違反広告物を保管したので告示する。

平成23年7月12日

天理市長 南 佳 策

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	ならまち不動産	はり札	2	東井戸堂町	H23.3.3	H23.3.3	市役所 地下駐 車場
2	三貴ホーム	はり札	9	田井庄町、前裁町、 西長柄町	H23.3.3 H23.7.6	H23.3.3 H23.7.6	
3	アパマンショップ	はり札	5	杉本町	H23.3.3	H23.3.3	
4	日成ホーム	はり札 立看板	1 3	櫛本町	H23.3.3 H23.7.6	H23.3.3 H23.7.6	
5	090-2380-4419 (不動産)	立看板	5	櫛本町、柳本町	H23.3.3	H23.3.3	
6	090-5155-5588 (不動産)	立看板	3	櫛本町、成願寺町	H23.3.3 H23.7.6	H23.3.3 H23.7.6	
7	090-1962-5566 (不動産)	立看板	7	柳本町、荒蒔町、 二階堂上ノ庄町	H23.3.3 H23.7.6	H23.3.3 H23.7.6	
8	090-5040-3087 (不動産)	立看板	2	成願寺町、西長柄町	H23.3.3	H23.3.3	
9	エターナル住宅流通	のぼり	1	柳本町	H23.3.3	H23.3.3	
10	メモリーホーム	はり札	1	前裁町	H23.7.6	H23.7.6	
11	マサキ	はり札	6	別所町 渋谷町	H23.7.7 H23.7.11	H23.7.7 H23.7.11	
12	創蔡館	立看板	2	前裁町	H23.7.6	H23.7.6	

連絡先 天理市建設部まちづくり計画課 (0743-63-1001:内線330)

(平成23年7月13日揭示済)

天理市告示第221号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年7月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成23年7月13日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成23年7月13日から平成23年9月10日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年7月13日揭示済)

天理市告示第222号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年7月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

- 2 移動日  
平成23年7月13日
  - 3 移動対象区域  
天理市川原城町728番地先放置禁止区域外
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成23年7月13日から平成23年9月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年7月14日揭示済)

天理市告示第223号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年7月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成23年7月14日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成23年7月14日から平成23年9月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年7月15日揭示済)

天理市告示第224号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年7月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成23年7月15日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成23年7月15日から平成23年9月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年 7 月19日 揭示済)

天理市告示第225号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 7 月19日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成23年 7 月19日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成23年 7 月19日から平成23年 9 月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年 7 月19日 揭示済)

天理市告示第226号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 7 月19日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成23年 7 月19日
  - 3 移動対象区域  
天理市前栽町60番地5先放置禁止区域外
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成23年 7 月19日から平成23年 9 月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年 7 月19日 揭示済)

天理市告示第227号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 7 月19日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

- 2 移動日  
平成23年7月19日
  - 3 移動対象区域  
天理市嘉幡町538番地10先放置禁止区域外
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成23年7月19日から平成23年9月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年7月20日揭示済)

天理市告示第228号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年7月20日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成23年7月20日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成23年7月20日から平成23年9月17日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年7月21日揭示済)

天理市告示第229号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年7月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成23年7月21日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成23年7月21日から平成23年9月18日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年7月22日揭示済)

天理市告示第230号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年7月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成23年7月22日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成23年7月22日から平成23年9月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年7月25日揭示済)

天理市告示第231号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年7月25日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成23年7月25日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成23年7月25日から平成23年9月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年7月26日揭示済)

天理市告示第232号

狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務委託について（平成12年4月1日天理市告示第25号）の一部を次のように改正する。

平成23年7月26日

天理市長 南 佳 策

本文中「宗武司」を「久保益一」に改める。

(平成23年7月26日揭示済)

天理市告示第233号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 7月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成23年 7月26日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成23年 7月26日から平成23年 9月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年 7月27日揭示済)

天理市告示第234号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 7月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成23年 7月27日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成23年 7月27日から平成23年 9月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年 7月28日揭示済)

天理市告示第235号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2（昭和25年法律第226号）及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があれば、いつでも交付する。

平成23年 7月28日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 省略  
(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成23年 7月28日揭示済)

天理市告示第236号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 7 月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成23年 7 月28日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成23年 7 月28日から平成23年 9 月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年 7 月28日 掲示済)

天理市告示第237号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 7 月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成23年 7 月28日
  - 3 移動対象区域  
天理市田部町211番地2先放置禁止区域外
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成23年 7 月28日から平成23年 9 月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年 7 月29日 掲示済)

天理市告示第238号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。なお、この公示送達に係る書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成23年 7 月29日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送

達があったものとみなす。

(平成23年7月29日掲示済)

天理市告示第239号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年7月29日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成23年7月29日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成23年7月29日から平成23年9月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年7月29日掲示済)

天理市告示第240号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年7月29日

天理市長 南 佳 策

- 1 撤去理由  
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日  
平成23年7月29日
- 3 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成23年7月29日から平成24年1月28日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間  
午前9時から午後5時まで
- 4 返還時に必要なもの
  - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
  - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先  
天理市開発公社 電話 0743-63-7210  
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成23年7月29日掲示済)

天理市告示第241号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができな

いので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成23年7月29日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

（平成23年8月1日揭示済）

天理市告示第242号

天理市福祉医療費資金貸付要綱（平成17年7月天理市告示第205号）の一部を次のように改正する。

平成23年8月1日

天理市長 南 佳 策

第2条第1号中「天理市母子医療費助成条例」を「天理市ひとり親家庭等医療費助成条例」に改める。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

（平成23年8月1日揭示済）

天理市告示第243号

天理市重度心身障害老人等医療費助成要綱（昭和58年2月天理市告示第6号）の一部を次のように改正する。

平成23年8月1日

天理市長 南 佳 策

第1条中「母子家庭」を「ひとり親家庭等」に改める。

第2条第2号中「天理市母子医療費助成条例」を「天理市ひとり親家庭等医療費助成条例」に改め、

「第2条」の次に「各号（第3号を除く。）」を加える。

様式第1号中「母子家庭」を「ひとり親家庭等」に、

「

1	身体障害者手帳（イ 1級 ロ 2級）を所持している。
2	療育手帳（イ A1 ロ A2）を所持している。
1	配偶者のいない女子で18歳未満の児童を扶養している。
	住所 氏名 (生年月日)
	(養育している児童が2名以上いる場合は最年少の者を記入)
2	父母のいない18歳未満の児童を養育している配偶者のいない女子又は婚姻をしたことのない女子である。
	住所 氏名 (生年月日)
	(養育している児童が2名以上いる場合は最年少の者を記入)

を

」

「

1 身体障害者手帳（ア 1級 イ 2級）を所持している。 2 療育手帳（ア A1 イ A2）を所持している。
1 配偶者のない女子又は男子で18歳未満の児童を扶養している。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">           住所            氏名 (生年月日)         </div> (養育している児童が2名以上いる場合は最年少の者を記入) 2 父母のいない18歳未満の児童を養育している配偶者のない女子若しくは男子又は婚姻をしたことのない女子若しくは男子である。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">           住所            氏名 (生年月日)         </div> (養育している児童が2名以上いる場合は最年少の者を記入)

に改める。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

(平成23年8月1日揭示済)

天理市告示第244号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月1日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成23年8月1日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成23年8月1日から平成23年9月29日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年8月1日揭示済)

天理市告示第245号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月1日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日  
平成23年8月1日
- 3 移動対象区域

天理市渋谷町312番地先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年8月1日から平成23年9月29日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年8月1日揭示済)

天理市告示第246号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月1日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成23年8月1日

3 移動対象区域

天理市川原城町728番地先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年8月1日から平成23年9月29日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年8月2日揭示済)

天理市告示第247号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月2日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年8月2日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年8月2日から平成23年9月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年8月1日揭示済)

天理市告示第248号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月2日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成23年8月2日
  - 3 移動対象区域  
天理市嘉幡町420番地1先放置禁止区域外
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成23年8月2日から平成23年9月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年8月3日揭示済)

天理市告示第249号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月3日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成23年8月3日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成23年8月3日から平成23年10月1日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年8月4日揭示済)

天理市告示第250号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月4日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成23年8月4日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年8月4日から平成23年10月2日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年8月5日揭示済)

天理市告示第251号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月5日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年8月5日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年8月5日から平成23年10月3日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年8月5日揭示済)

天理市告示第252号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月5日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成23年8月5日

3 移動対象区域

天理市田井庄町709番地1先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年8月5日から平成23年10月3日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年8月5日揭示済)

天理市告示第253号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同

条例第14条第1項の規定により告示する。  
平成23年8月5日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成23年8月5日
  - 3 移動対象区域  
天理市中町361番地1先放置禁止区域外
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成23年8月5日から平成23年10月3日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

## 公 告

(平成23年7月8日揭示済)

天理市公告第27号

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について  
平成23年6月28日付をもって下記の者を、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所として指定したので、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の11及び第115条の20の規定により公告する。  
平成23年7月8日

天理市長 南 佳 策

### 記

事業所番号	2990400059	
名称	あすならホーム天理	
所在地	奈良県天理市川原城町207-1	
申請者	名称	社会福祉法人 協同福祉会
	主たる事務所の所在地	奈良県大和郡山市宮堂町160-7
	代表者の氏名	村城 正
	代表者の住所	京都府木津川市南加茂台2丁目10番地2
指定年月日	平成23年7月1日	
サービスの種類	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	

(平成23年7月8日揭示済)

天理市公告第28号

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について  
平成23年6月28日付をもって下記の者を、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所として指定したので、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の11及び第115条の20の規定により公告する。  
平成23年7月8日

天理市長 南 佳 策

### 記

事業所番号	2990400067	
名称	あすならホーム天理 グループホーム	
所在地	奈良県天理市川原城町207-1	
申請者	名称	社会福祉法人 協同福祉会
	主たる事務所の所在地	奈良県大和郡山市宮堂町160-7
	代表者の氏名	村城 正

代表者の住所	京都府木津川市南加茂台2丁目10番地2
指定年月日	平成23年7月1日
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

(平成23年7月12日掲示済)

## 天理市公告第29号

公募型プロポーザルの実施について

下記の業務委託について、公募型プロポーザルの参加者を募集しますので次のとおり公告する。

平成23年7月12日

天理市長 南 佳 策

## 1. 業務委託の概要

- (1) 業務委託名 天理市都市計画マスタープラン（第2次）策定業務委託及び天理市道路網整備計画（都市計画道路の見直し）策定業務委託 ただし、次の①及び②の業務委託別に契約を締結する。
- ① 天理市都市計画マスタープラン（第2次）策定業務委託
- ② 天理市道路網整備計画（都市計画道路の見直し）策定業務委託
- (2) 業務対象範囲 天理市全域
- (3) 業務内容 別紙「業務説明書1」「業務説明書2」のとおり
- (4) 履行期限 ① 天理市都市計画マスタープラン（第2次）策定業務委託 平成25年3月27日  
② 天理市道路網整備計画（都市計画道路の見直し）策定業務委託 平成24年3月27日
- (5) 委託料の上限 ① 天理市都市計画マスタープラン（第2次）策定業務委託  
¥10,000,000円（H23～H24年度2年の総額）。ただし、平成23年度¥3,600,000円、平成24年度¥6,400,000円とする。  
② 天理市道路網整備計画（都市計画道路の見直し）策定業務委託  
¥7,500,000円

## 2. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加表明書提出時点において、天理市建設工事等入札参加者指名停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市に入札参加資格申請書（測量・建設コンサルタント等委託業務用）を提出し、測量又は建設コンサルタント等の業務の入札参加資格を有していること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第16号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（更生手続き開始の決定を受けた者を除く）
- (5) 奈良県に本店若しくは権限を委任された支店又は営業所を有する者であること。
- (6) 過去5年間（平成18年4月1日から平成23年3月31日まで）に完了した業務に契約金額500万円以上の本業務と類似の業務（都市計画マスタープラン策定業務、道路網整備計画策定業務又は都市計画道路の見直し業務）について元請受注実績を有していること。ただし、発注機関が国又は地方公共団体の業務とする。
- (7) 技術士 {総合技術監理部門（建設一都市及び地方計画）の資格} を3名以上有していること。
- (8) 技術士 {総合技術監理部門（建設一道路）の資格} を3名以上有していること。
- (9) 技術士 {建設部門（道路又は都市及び地方計画）の資格} を10名以上有していること。
- (10) 予定の技術者（管理技術者及び担当技術者）が技術士 {総合技術監理部門（建設一道路又は都市及び地方計画）、建設部門（道路又は都市及び地方計画）} 又はRCCM（道路又は都市計画及び地方計画）の資格を有していること。
- (11) 予定の技術者（管理技術者及び担当技術者）が過去5年間（平成18年4月1日から平成23年3月31日までに完了した業務）に本業務と類似の業務（都市計画マスタープラン策定業務、道路網整備計画策定業務又は都市計画道路の見直し業務）について、管理技術者、担当技術者若しくは担当者として携わった経験を有していること。ただし、発注機関が国又は地方公共団体の業務とする。

## 3. 手続き等

- (1) 担当部局 天理市川原城町605番地 天理市建設部まちづくり計画課（天理市役所3階）  
TEL 0743-63-1001内線348・358 FAX 0743-62-1550  
E-mail keikaku@city.tenri.nara.jp
- (2) 参加表明書の提出  
① 提出期間 平成23年7月19日（火）から平成23年7月26日（火）まで

- 午前9時～正午及び午後1時～午後5時（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）
- ② 提出先 3（1）の担当部局に同じ
  - ③ 提出物 参加表明書（様式1）、会社概要書（様式2）、業務実績調書（様式3）、業務実施体制届（様式4）、管理技術者届、（様式5-1、様式5-2）、担当技術者届（様式6-1、様式6-2）、誓約書（様式7）
  - ④ 提出方法 持参に限る。
  - ⑤ 提出部数 正本1部及び副本7部（副本は複写可）
  - ⑥ その他 A4版ファイルに綴じて提出すること。
- (3) 質問の受付及び回答
- ① 提出期間 平成23年7月13日（水）から平成23年7月19日（火）まで
  - ② 提出場所 3（1）の担当部局に同じ
  - ③ 提出方法 質問書（様式9）に記入の上、書面（E-mail）により提出すること。
  - ④ 回答方法 平成23年7月22日（金）到天理市ホームページに掲載する。
- (4) 参加資格の審査
- 提出された参加表明書に基づき、選定委員会において参加資格の審査を行います。審査結果の通知については、審査終了後、速やかに参加表明者に通知する。ただし有資格者が5者以上の場合は、一次選考を行う。
- (5) 一次選考（企画提案書提出者の選定）
- 予定の技術者（管理技術者及び担当技術者）の資格及び業務経験について評価し選定する。
- ① 評価の対象とする業務経験数  
 予定の技術者（管理技術者及び担当技術者）の業務経験は、天理市都市計画マスタープラン（第2次）策定業務及び天理市道路網整備計画（都市計画道路の見直し）策定業務のそれぞれについて、業務ごとに最大3業務〔過去5年間（平成18年4月1日から平成23年3月31日まで）に完了した業務〕まで記載し、提出することができる。（様式5-1、様式5-2、様式6-1、様式6-2に記載すること）
  - ② 評価方法  
 それぞれの業務について、予定の技術者（管理技術者及び担当技術者）の保有資格及び業務経験により評価点を算出し、その合計点数の高い上位4者を選定する。
  - ③ 評価点の算出方法  
 それぞれの業務について、予定の技術者（管理技術者及び担当技術者）の保有資格及び業務経験について、内容が下記の「(6) 予定の技術者（管理技術者及び担当技術者）の資格及び業務経験に係る評価基準」に該当すると認められる場合、それに応じた点数を加算する。
  - ④ 通知について  
 評価点の合計点が高い上位4者に対し、企画提案書の提出を依頼する。その他の者には、非選定の通知を行う。
  - ⑤ 企画提案書の提出依頼又は非選定の通知日 平成23年8月3日（水）
  - ⑥ 非選定の理由について  
 非選定の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）以内にその理由の説明を求めることができる。
- (6) 予定の技術者（管理技術者及び担当技術者）の資格及び業務経験に係る評価基準
- ① 天理市都市計画マスタープラン（第2次）策定業務に係る評価基準

評価項目			評価基準	点数
予定の技術者の資格及び業務経験 (29点)	技術資格及び専門分野 (11点)	管理技術者 [注1]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士(総合技術監理部門 建設-都市及び地方計画)の資格を有する：6点</li> <li>・技術士(建設-都市及び地方計画)の資格を有する：3点</li> <li>・RCCM(都市計画及び地方計画)の資格を有する：1点</li> <li>・上記の資格を有しない：選定しない</li> </ul>	6
		担当技術者 [注2]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士(総合技術監理部門 建設-都市及び地方計画)の資格を有する：5点</li> <li>・技術士(建設-都市及び地方計画)の資格を有する：3点</li> <li>・RCCM(道路または都市計画及び地方計画)の資格を有する：1点</li> <li>・上記の資格を有しない：選定しない</li> </ul>	5
	予定の	管理技術者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市(近畿圏)を対象とした本業務と類似の計画の策定業務：3点</li> <li>・都道府県(近畿圏)を対象とした本業務と類似の計画の策定業</li> </ul>	9

技術者の業務経験 (18点)	[注 1, 3, 4]	務：2点 ・国・都道府県・市町村を対象とした総合的な計画の策定業務：1点	9
	担当技術者 [注 2, 3, 4]	・市（近畿圏）を対象とした本業務と類似の計画の策定業務：3点 ・都道府県（近畿圏）を対象とした本業務と類似の計画の策定業務：2点 ・国・都道府県・市町村を対象とした総合的な計画の策定業務：1点	

[注 1] 管理技術者を複数予定している場合（ただし 2 名まで）は、各管理技術者の点数を算出しその得点の平均点で評価する。

[注 2] 担当技術者を複数予定している場合（ただし 2 名まで）は、各担当技術者の点数を算出しその得点の平均点で評価する。

[注 3] 本業務と類似の計画の策定業務は、都市計画マスタープラン策定業務とする。

[注 4] ただし、過去 5 年間（平成18年 4 月 1 日～平成23年 3 月 31 日まで）に完了した策定業務とし、完了した策定業務ごとに評価した合計とする。

② 天理市道路網整備計画（都市計画道路の見直し）策定業務に係る評価基準

評価項目		評価基準	点数	
予定の技術者の資格及び業務経験 (26点)	技術資格及び専門分野 (8点)	管理技術者 [注 1]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士(総合技術監理部門 建設-道路又は都市及び地方計画)の資格を有する：4点</li> <li>・技術士(建設-道路及び都市及び地方計画)の資格を有する：3点</li> <li>・技術士(建設-道路又は都市及び地方計画)の資格を有する：2点</li> <li>・RCCM(道路又は都市計画及び地方計画)の資格を有する：1点</li> <li>・上記の資格を有しない：選定しない</li> </ul>	4
		担当技術者 [注 2]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士(総合技術監理部門 建設-道路又は都市及び地方計画)の資格を有する：4点</li> <li>・技術士(建設-道路及び都市及び地方計画)の資格を有する：3点</li> <li>・技術士(建設-道路又は都市及び地方計画)の資格を有する：2点</li> <li>・RCCM(道路又は都市計画及び地方計画)の資格を有する：1点</li> <li>・上記の資格を有しない：選定しない</li> </ul>	4
	予定の技術者の業務経験 (18点)	管理技術者 [注 1, 3, 4]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市（近畿圏）を対象とした本業務と類似の計画の策定業務：3点</li> <li>・都道府県（近畿圏）を対象とした本業務と類似の計画の策定業務：2点</li> <li>・国・都道府県・市町村を対象とした総合的な計画の策定業務：1点</li> </ul>	9
		担当技術者 [注 2, 3, 4]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市（近畿圏）を対象とした本業務と類似の計画の策定業務：3点</li> <li>・都道府県（近畿圏）を対象とした本業務と類似の計画の策定業務：2点</li> <li>・国・都道府県・市町村を対象とした総合的な計画の策定業務：1点</li> </ul>	9

[注 1] 管理技術者を複数予定している場合（ただし 2 名まで）は、各管理技術者の点数を算出しその得点の平均点で評価する。

[注 2] 担当技術者を複数予定している場合（ただし 2 名まで）は、各担当技術者の点数を算出しその得点の平均点で評価する。

[注 3] 本業務と類似の計画の策定業務は道路網整備計画策定業務又は都市計画道路の見直しにかかる策定業務とする。

[注 4] ただし、過去 5 年間（平成18年4月1日～平成23年3月31日まで）に完了した策定業務とし、完了した策定業務ごとに評価した合計とする。

(7) 企画提案書の提出

① 提出期間 平成23年 8 月 9 日（火）～平成23年 8 月 15 日（月）

午前 9 時～正午及び午後 1 時～午後 4 時

② 提出場所 (1) の担当部局に同じ

③ 提出方法 持参に限る。

④ 提出書類 ・企画提案提出届（様式 8-1、様式 8-2）

ア 天理市都市計画マスタープラン（第 2 次）策定業務

イ 企画提案書（様式任意）、実施工程表（様式任意）、参考見積書（平成23・24年度）

エ 天理市道路網整備計画（都市計画道路の見直し）策定業務

オ 企画提案書（様式任意）、実施工程表（様式任意）、参考見積書（平成23年度）

⑤ 作成要領

- ・提出する用紙の規格はA 4 版縦 片とし・横開きとする。
- ・企画提案書及び実施工程表は、天理市都市計画マスタープラン（第2次）策定業務及び天理市道路網整備計画（都市計画道路の見直し）策定業務のそれぞれについて作成すること。
- ・提出する企画提案書のページ数は、それぞれの業務ごとに10ページ（片面刷り）以内とする。
- ・別紙「業務説明書 1」及び「業務説明書 2」の内容を踏まえること。

⑥ 提出部数

正本 1 部及び副本 7 部（副本は複写可）。ただし、参考見積書の提出部数は1部とする。

(8) 企画提案書の特定

提出された企画提案書及びヒアリング（プレゼンテーション）をもとに下記「(9)企画提案書を特定するための評価基準」について評価し、平成23年 8 月下旬（予定）に特定又は非特定を通知する。

ヒアリング予定日時 平成23年 8 月22日（月）午前 9 時～

- ・ヒアリング（プレゼンテーション）は必ず予定の技術者（管理技術者又は担当技術者）が行うこと。

審査方法について

業務ごとに評価した点数の合計により競い、最高得点者を契約予定者として特定する。なお、最高得点者が複数となった場合は、選定委員会の議決により特定する。

(9) 企画提案書を特定するための評価基準

① 天理市都市計画マスタープラン（第2次）策定業務に係る評価基準

評価項目		評価基準	点数	
予定の技術者の資格及び業務経験 (29点)	技術資格及び専門分野 (11点)	管理技術者〔注1〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士(総合技術監理部門 建設-都市及び地方計画)の資格を有する：6点</li> <li>・技術士(建設-都市及び地方計画)の資格を有する：3点</li> <li>・RCCM(都市計画及び地方計画)の資格を有する：1点</li> <li>・上記の資格を有しない：特定しない</li> </ul>	6
		担当技術者〔注2〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士(総合技術監理部門 建設-都市及び地方計画)の資格を有する：5点</li> <li>・技術士(建設-都市及び地方計画)の資格を有する：3点</li> <li>・RCCM(道路又は都市計画及び地方計画)の資格を有する：1点</li> <li>・上記の資格を有しない：特定しない</li> </ul>	5
	予定の技術者の業務経験 (18点)	管理技術者〔注1, 3, 4〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市（近畿圏）を対象とした本業務と類似の計画の策定業務：3点</li> <li>・都道府県（近畿圏）を対象とした本業務と類似の計画の策定業務：2点</li> <li>・国・都道府県・市町村を対象とした総合的な計画の策定業務：1点</li> </ul>	9
		担当技術者〔注2, 3, 4〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市（近畿圏）を対象とした本業務と類似の計画の策定業務：3点</li> <li>・都道府県（近畿圏）を対象とした本業務と類似の計画の策定業務：2点</li> <li>・国・都道府県・市町村を対象とした総合的な計画の策定業務：1点</li> </ul>	9
業務内容に対する企画提案 (90点)	実施方針 (15点)	実施工程表	・業務の目的、内容を理解した妥当性の高い工程表になっているか。	5
		業務の実施方針	・業務の目的、内容を掌握しているか。	10
	業務内容 (75点)	役割・策定意義	・妥当性	5
		実効性の確保	・妥当性	5
		調査手法及び調査結果の計画への反映	・的確性	5
			・妥当性	5
		策定作業の進め方	・的確性	10
・妥当性	10			

	市民意見の反映	・妥当性	5
	総合計画への反映	・妥当性	5
	その他の提案	・合理性	5
		・独創性	5
	ヒヤリング(プレゼン)	・論理性 ・業務に対する意欲や熱意 ・的確性	15

〔注1〕管理技術者を複数予定している場合(ただし2名まで)は、各管理技術者の点数を算出しその得点の平均点で評価する。

〔注2〕担当技術者を複数予定している場合(ただし2名まで)は、各担当技術者の点数を算出しその得点の平均点で評価する。

〔注3〕本業務と類似の計画の策定業務は、都市計画マスタープラン策定業務とする。

〔注4〕ただし、過去5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日まで)に完了した策定業務とし、完了した策定業務ごとに評価した合計とする。

② 天理市道路網整備計画(都市計画道路の見直し)策定業務に係る評価基準

評価項目		評価基準	点数	
予定の技術者の資格及び業務経験(26点)	技術資格及び専門分野(8点)	管理技術者〔注1〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士(総合技術監理部門 建設-道路又は都市及び地方計画)の資格を有する：4点</li> <li>・技術士(建設-道路及び都市及び地方計画)の資格を有する：3点</li> <li>・技術士(建設-道路又は都市及び地方計画)の資格を有する：2点</li> <li>・RCCM(道路又は都市計画及び地方計画)の資格を有する：1点</li> <li>・上記の資格を有しない：特定しない</li> </ul>	4
		担当技術者〔注2〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士(総合技術監理部門 建設-道路又は都市及び地方計画)の資格を有する：4点</li> <li>・技術士(建設-道路及び都市及び地方計画)の資格を有する：3点</li> <li>・技術士(建設-道路又は都市及び地方計画)の資格を有する：2点</li> <li>・RCCM(道路又は都市計画及び地方計画)の資格を有する：1点</li> <li>・上記の資格を有しない：特定しない</li> </ul>	4
	予定の技術者の業務経験(18点)	管理技術者〔注1, 3, 4〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市(近畿圏)を対象とした本業務と類似の計画の策定業務：3点</li> <li>・都道府県(近畿圏)を対象とした本業務と類似の計画の策定業務：2点</li> <li>・国・都道府県・市町村を対象とした総合的な計画の策定業務：1点</li> </ul>	9
		担当技術者〔注2, 3, 4〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市(近畿圏)を対象とした本業務と類似の計画の策定業務：3点</li> <li>・都道府県(近畿圏)を対象とした本業務と類似の計画の策定業務：2点</li> <li>・国・都道府県・市町村を対象とした総合的な計画の策定業務：1点</li> </ul>	9
業務内容に対する企画提案(60点)	実施方針(10点)	実施工程表	・業務の目的、内容を理解した妥当性の高い工程表になっているか。	5
		業務の実施方針	・業務の目的、内容を掌握しているか。	5
	業務内容(50点)	現状掌握の調査手法・その反映手法	・的確性	5
			・妥当性	5
		見直し方針の検討手法	・的確性	5
			・妥当性	5
マスタープラン等への反映	・妥当性	5		

	その他の提案	・合理性	5
		・独創性	5
	ヒヤリング (プレゼン)	・論理性 ・業務に対する意欲や熱意 ・的確性	15

〔注1〕管理技術者を複数予定している場合（ただし2名まで）は、各管理技術者の点数を算出しその得点の平均点で評価する。

〔注2〕担当技術者を複数予定している場合（ただし2名まで）は、各担当技術者の点数を算出しその得点の平均点で評価する。

〔注3〕本業務と類似の計画の策定業務は道路網整備計画策定業務又は都市計画道路の見直しにかかる策定業務とする。

〔注4〕ただし、過去5年間（平成18年4月1日～平成23年3月31日まで）に完了した策定業務とし、完了した策定業務ごとに評価した合計とする。

(10) 企画提案を求める内容

① 天理市都市計画マスタープラン（第2次）策定業務

- ・業務の実施方針について
- ・役割、策定意義について
- ・実効性の確保について
- ・調査手法及び調査結果の計画への反映について
- ・策定作業の進め方について  
全体構想 地域別構想
- ・市民意見の反映について
- ・第5次総合計画への反映について
- ・その他の提案について

② 天理市道路網整備計画（都市計画道路の見直し）策定業務

- ・業務の実施方針について
- ・現状掌握の調査手法及びその反映手法について
- ・見直し方針の検討手法について
- ・都市計画マスタープラン等への反映について
- ・その他の提案について

4. 契約の締結

前項「3.（9） 企画提案書を特定するための評価基準」により特定した企画提案書の提出者と随意契約に係る協議を行い協議が整い次第、速やかに随意契約を締結する。なおその際、その特定された者は、あらかじめ見積書を提出するものとする。

5. 失格事項

本プロポーザルの企画提案書の提出者若しくは提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 見積書の見積額が「1. 業務委託の概要」で示した委託料の上限を超えている場合、あるいは見積書の金額に訂正を行ったものを提出した場合
- (3) 参加表明書提出時点から契約締結までの期間に、天理市建設工事等入札参加者指名停止措置要領による入札参加停止措置を受けた場合
- (4) 業務実施体制届に記載した予定の技術者（管理技術者及び担当技術者）がヒアリングに出席しなかった場合
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得た場合

6. その他留意事項

- (1) 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは、認めない。
- (2) 提出書類は、返却しない。また、選定のために必要な範囲で複製を作成する。
- (3) 書類の作成、提出等応募に必要な費用は、応募者の負担とする。
- (4) 業務実施体制届に記載した予定の技術者（管理技術者及び担当技術者）は、本業務において原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、天理市と協議のうえ決定するものとする。
- (5) 担当技術者は、天理市都市計画マスタープラン（第2次）策定業務と天理市道路網整備計画（都市計画道路の見直し）策定業務を兼任することは、認めない。
- (6) 天理市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となります。

7. 問い合わせ 3.（1）担当部局に同じ

(平成23年7月20日揭示済)

天理市公告第30号

国土調査による地図及び簿冊の作成公告

天理市山田町地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行って地図及び簿冊を作成したから、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

平成23年7月20日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 地図及び簿冊の名称 天理市山田町地籍図及び天理市山田町地籍簿
- 2 地図は、平成22年3月測量、簿冊は、平成23年3月25日現在の状況により作成したものである。
- 3 閲覧期間 平成23年7月20日から平成23年8月9日まで 21日間  
※上記期間の内土曜日・日曜日は除く。ただし、7月23日(土)24日(日)は閲覧を行う。
- 4 閲覧場所 (1) 下山田区集会所 (平成23年7月20日から平成23年7月31日まで)  
(2) 天理市役所 3階 333会議室 (平成23年8月1日～平成23年8月9日まで)
- 5 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行ったものに対し、訂正の申出をすることができる。
- 6 誤り等の訂正等の申出は、書面によることとなっているので、各自印鑑を持参すること。
- 7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 8 閲覧は、期間中毎日午前9時から午後4時までの間とする。

## 教育委員会

(平成23年7月28日揭示済)

天教告示第9号

平成23年8月5日午前9時30分から8月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成23年7月28日

天理市教育委員会  
委員長 落 合 啓 男

(平成23年8月4日揭示済)

天教告示第10号

平成23年8月12日午後1時00分から8月臨時教育委員会を天理市役所に招集する。

平成23年8月4日

天理市教育委員会  
委員長 落 合 啓 男

## 農業委員会

(平成23年7月29日揭示済)

天農委告示第9号

平成23年8月8日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成23年7月29日

天理市農業委員会  
会長 森 田 周 作

- 議案第1号 農地法第3条に関する許可申請について  
議案第2号 農地法第4条に関する許可申請について  
議案第3号 その他

- ① 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- ② 市街化区域の専決処分について（報告）